

令和8年3月5日

「サーバー機器等一式」に係る一般競争入札のお知らせ

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

「サーバー機器等一式」に係る発注にあたり、一般競争入札に付します。
入札説明書、入札仕様書をご参照の上、入札にご参加ください。

入札説明書

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

「サーバー機器等一式」に係る一般競争入札は、お知らせに定めるもののほか、この入札説明書、入札仕様書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
「サーバー機器等一式」
- (2) 調達役務の内容等
入札説明書、入札仕様書のとおり。
- (3) 履行期限（納入期限）
入札仕様書のとおり。

2 入札参加の資格・条件等

- (1) 官庁の令和 ~~05・06・07~~年07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域で契約の種類「物品の販売」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (2) 自ら本契約を受託し、本作業を無事故（請負者の故意若しくは過失による納期遅延、品質不良等の事故がないこと。）で実施できる能力、管理体制を保持・構築することが確約できること。
- (3) 各省庁及び政府関係法人から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む）であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。

3 入札に関する質問の受付等

- (1) 質問の方法
質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。
- (2) 受付期間
令和8年3月5日（木）10時00分から令和8年3月11日（水）10時00分まで

4 入札手続き等に関する事項

- (1) 入札期間
令和8年3月17日（火）10時00分から
令和8年3月25日（水）17時00分まで

(2) 入札方法

- ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という）は「(3) 提出書類」に記載の提出書類を上記(1)の期間内に提出すること。
提出にあたっては、提出書類一式を封筒に入れ封印し、かつその表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（公益財団法人社会福祉振興・試験センター）及び件名（「サーバー機器等一式」の入札書在中）を記載し、入札期間内に当センター総務部経理課まで郵送又は持参しなければならない（郵送の場合は必着）。
- ② 上記①の提出書類のうち、入札書は別紙1の様式にて作成し、入札書の日付は入札書を提出する日とする。
- ③ 入札金額は、消費税を含まない総価とし、総価には、それぞれの業務に係る費用をすべて含むものとする。
- ④ 入札者は、提出した入札書の引換え、一部若しくは全部差し替え及び再提出、変更又は取消しすることができない。
- ⑤ 受領した入札書は返却しない。
- ⑥ 当センターから入札書に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- ⑦ 入札参加に必要な資格のない者による入札及び入札参加者に求められる義務に違反した入札は無効とする。
- ⑧ 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合にあつて、競争入札を公正に執行することができない状態であるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることができる。
- ⑨ 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印しておくとともに、入札書の封筒に別紙2の様式による委任状を同封し提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- ⑩ 入札に係る費用は、入札者の負担とする。

(3) 提出書類

No.	提出書類		部数
①	入札書	別紙1	1通
②	委任状（代理人に委任する場合）	別紙2	1通
③	令和 05・06・07 年 07・08・09 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1通

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

落札者は、消費税を含まない総価が、当センターが作成した予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者に決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札結果の通知

令和8年3月26日（木）以降に、入札者に対し落札結果を個別に通知する。

6 契約等

(1) 当センター指定の契約書により契約を締結する。

(2) 契約書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とする。

(3) 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(4) 履行期限（納入期限）は、入札仕様書のとおりとする。

ただし、本契約の履行に関して、明らかに事業が実施できないと当センターが判断したときは、契約を解除することができる。

(5) 当センターは、納入物件の検査を行い、業務が適正に行われたことを確認し、費用を支払うこととする。

(6) 納入物件に係る一切の権利は、当センターに帰属するものとする。

7 問い合わせ先・提出先

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 総務部経理課

担 当：牧野

住 所：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOSビル

電話番号：03-3486-7511

E-mail：ml--keiri@sssc.or.jp

入札仕様書

1. 件名

「サーバー機器等一式」

2. 調達内容

別紙「調達一覧」のとおり。

ただし、調達一覧のうち、サーバーについては、富士通株式会社または デル・テクノロジーズ合同会社が製造・販売する製品であって、別紙に記載の仕様と同等以上の性能・機能を有するものについても、入札の対象として認める。

同等品として入札する場合は、製品カタログまたは仕様比較表（別紙一覧の型番と自社製品のスペックを対比したもの）を別途添付の上入札すること。
なお、添付書類が不十分な場合または仕様比較の結果として同等以上と認められない場合は、当該入札を失格とする場合がある。

3. 納入関連

3.1 納入期限

令和 8 年 7 月 24 日（金）とする。

なお、納入日時は平日の 9:00-17:00（ただし、12:00-13:00 を除く）とし、最終的な納入日はセンター担当者と協議して確定させること。

本調達物品は世界的な半導体不足等の供給制約の影響を受ける可能性があることから、受注者の責によらない事由（メーカーの供給遅延等）により、当初設定した納入期限までの納入が困難となった場合は、当センターと協議の上、納入期限の延長を認めるものとする。なお、この場合において遅延損害金は徴収しない。

3.2 納入場所

東京都渋谷区内の当センターが指定する場所

3.3 納入物の設定の仕様

- (1) サーバー機器の構成については、Hyper-V ホストサーバー1 台、物理サーバー3 台、バックアップサーバー2 台とする。
- (2) サーバー機器については、オプションパーツの組み込み、ファームウェアアップデート、OS のインストール (Windows Sever2022) 及び OS 設定 (アップデート、RAID 設定、ホスト名、ネットワーク)

ク設定、簡易ポリシー設定等の初期設定を含む。以下同じ)を実施すること。

仮想マシンは計2台とし、ゲストOSのインストール及びOS設定を実施すること。

旧サーバーからのデータ移行は当センターが別途手配する。

- (3) 仮想マシンと物理サーバーのバックアップとして Arcserve を導入し、バックアップサーバーへの1次バックアップ及びテープへの2次バックアップを取得する。

また、バックアップはサービスを稼働させたまま実行するものとする。

なお、Arcserve のインストールを実施することとするが、その後の設定は当センターが別途手配する。

- (4) Hyper-V サーバーの起動、及びシャットダウンの手順書の作成を行うものとする。

- (5) LTO 装置については、バックアップソフトのインストール等を実施し、ファームウェアアップデート、サーバーとの接続、サーバーからの認識動作確認及びバックアップの動作確認を実施すること。

- (6) UPS については、オプションパーツの組み込みを実施すること。

- (7) ファイアウォールの設置・設定作業は不要とする。ただし、ファームウェアアップデートは実施すること。

- (8) 各機器に実施した設定について設定書(設定パラメーターシート)を作成すること。

- (9) ネットワーク設計は不要とする。

- (10) ラッキング作業は不要とする。

(発注機器のラッキング、現行機器の取外し及び廃棄については当センターが別途手配する。)

4. その他

- (1) 調達物件は中古品であってはならない。

- (2) 契約後、納入予定機種がモデルチェンジ等のため納入困難となった場合は、後継機種等の同等品又は上位機種での納入を可能とする。ただし、仕様及び契約金額の変更は無いものとし、機種の変更理由を書面にて提出すること。

- (3) 納入する機器の添付品は整理し、可搬媒体、説明書、保証書等、発注者担当職員に明示できるように納品を行うこと。

調達一覧

Hyper-V ホスト

メーカー	型番		
日本ヒューレット・パカード	P524990-AVXI	DL360 Gen11 8SFF ベースユニット XeonG 6526Y 2.8GHz 1P16C CPU (195W) DL360 Gen11 1U ハイパフォーマンスヒートシンク DL3X0 Gen11 1U ハイパフォーマンスファンキット 64GB 1Rx8 PC5-5600B-R Smart メモリキット DL3XX Gen11 CPU1 to OCP2 x8 イネーブルメントキット MegaRAID MR416i-o コントローラー DL360 Gen11 8SFF OCP ケーブルキット DL360 Gen11 8SFF Tri-Mode U.3 x1 BC ドライブケージキット Smartストレージバッテリー 96W 145mm w/延長ケーブル 工場設定 RAID 5 + スベア (1 RAIDグループ) 2.4TB SAS 12G 10Krpm SFF BC 512e HDD 2.4TB SAS 12G 10Krpm SFF BC 512e HDD Ethernet 1Gb 4ポート BASE-T I350-T4 OCP3 NIC Smartアレイ E208e-p SR Gen10 コントローラー SNI1610E 32Gb 1ポート FC ホストバスアダプター CE Mark Removal FIO Enable Kit 800W FS Platinum LH パワーサプライ 800W FS Platinum LH パワーサプライ DL3XX Gen11 Rail3 Easy Install式ラックレールキット 3年間保証 (3年間パーツ保証、3年間翌営業日オンサイト) HPE Tech Care Basic 4H 故障ドライブ返却不要 5年 ProLiant DL360 Gen11用	1

アプリケーションサーバー

メーカー	型番		
日本ヒューレット・パッカード	P524990-ATQZ	DL360 Gen11 8SFF ベースユニット XeonG 6526Y 2.8GHz 1P16C CPU (195W) DL360 Gen11 1U ハイパフォーマンスヒートシンク DL3X0 Gen11 1U ハイパフォーマンスファンキット 16GB 1Rx8 PC5-5600B-R Smart メモリキット 16GB 1Rx8 PC5-5600B-R Smart メモリキット DL3XX Gen11 CPU1 to OCP2 x8 イネーブルメントキット MegaRAID MR408i-o コントローラー DL360 Gen11 8SFF OCP ケーブルキット DL360 Gen11 8SFF Tri-Mode U.3 x1 BC ドライブケージキット Smartストレージバッテリー 96W 145mm w/延長ケーブル 工場設定 RAID 5 + スペア (1 RAIDグループ) 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD Ethernet 1Gb 4ポート BASE-T I350-T4 OCP3 NIC Smartアレイ E208e-p SR Gen10 コントローラー SN1610E 32Gb 1ポート FC ホストバスアダプター CE Mark Removal FIO Enable Kit 800W FS Platinum LH パワーサプライ 800W FS Platinum LH パワーサプライ DL3XX Gen11 Rail3 Easy Install式ラックレールキット 3年間保証 (3年間パーツ保証、3年間翌営業日オンサイト) HPE Tech Care Basic 4H 故障ドライブ返却不要 5年 ProLiant DL360 Gen11用	1

業務システムサーバー 1

メーカー	型番		
日本ヒューレット・パッカード	P524990-ATRA	DL360 Gen11 8SFF ベースユニット XeonG 5515+ 3.2GHz 1P8C CPU (165W) DL3X0 Gen11 1U スタンダードヒートシンク DL3X0 Gen11 スタンダードファンキット 16GB 1Rx8 PC5-5600B-R Smart メモリキット DL3XX Gen11 CPU1 to OCP2 x8 イネーブルメントキット MegaRAID MR408i-o コントローラー DL360 Gen11 8SFF OCP ケーブルキット DL360 Gen11 8SFF Tri-Mode U.3 x1 BC ドライブケーシングキット Smartストレージバッテリー 96W 145mm w/延長ケーブル 工場設定 RAID 5 + スペア (1 RAIDグループ) 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD Ethernet 1Gb 4ポート BASE-T I350-T4 OCP3 NIC Smartアレイ E208e-p SR Gen10 コントローラー SN1610E 32Gb 1ポート FC ホストバスアダプター CE Mark Removal FIO Enable Kit 800W FS Platinum LH パワーサプライ 800W FS Platinum LH パワーサプライ DL3XX Gen11 Rail3 Easy Install式ラックレールキット 3年間保証 (3年間パーツ保証、3年間翌営業日オンサイト) HPE Tech Care Basic 4H 故障ドライブ返却不要 5年 ProLiant DL360 Gen11用	1

Back up サーバー 1

メーカー	型番		
日本ヒューレット・パッカード	P525330-AEZW	DL380 Gen11 12LFF ベースユニット XeonS 4509Y 2.6GHz 1P8C CPU (125W) DL380 Gen11 スタンダードヒートシンク 16GB 1Rx8 PC5-5600B-R Smart メモリキット MegaRAID MR416i-o コントローラー DL380 Gen11 LFF Tri-Mode ケーブルキット Smartストレージバッテリー 96W 145mm w/延長ケーブル 工場設定 RAID 5 + スペア (1 RAIDグループ) 8TB 7.2krpm LP 3.5型 6G SATA 512e DS HDD 8TB 7.2krpm LP 3.5型 6G SATA 512e DS HDD DL3XX Gen11 CPU1 to OCP2 x8 イネーブルメントキット Ethernet 1Gb 4ポート BASE-T I350-T4 OCP3 NIC Smartアレイ E208e-p SR Gen10 コントローラー SN1610Q 32Gb 2ポート FC ホストバスアダプター CE Mark Removal FIO Enable Kit 800W FS Platinum LH パワーサプライ 800W FS Platinum LH パワーサプライ DL3XX Gen11 Rail3 Easy Install式ラックレールキット 3年間保証 (3年間パーツ保証、3年間翌営業日オンサイト) HPE Tech Care Basic 4H 故障ドライブ返却不要 5年 ProLiant DL380 Gen11 用	1
	R1R75B	HPE 1/8 G3 0-drive テープオートローダー	1
	AH166A	1/8 G2テープオートローダー ラックキット	1
	Q6Q68A	StoreEver MSL LTO8 Ultrium30750 SAS ドライブ 拡張キット	1
	Q2078A	LTO8 Ultrium 30TB RW テーカトリッジ	6
	C7978A	LTO Ultrium コピートリッジ カートリッジ	1
	Q2015A	LTO8 Ultrium RW ハードウェア	1
	716191-B21	SFF8644-SFF8088 SAS外部接続ケーブル(2m)	1
	AF572A	100V Power Cord JP 10A5-15P/IEC C13 2m	1
	H07E5E	TC Basic 4H 5年 1/8 G2 0drive Autoloader	1

業務システムサーバー 2

メーカー	型番		
日本ヒューレット・パッカード	P524990-ATRA	DL360 Gen11 8SFF ベースユニット XeonG 5515+ 3.2GHz 1P8C CPU (165W) DL3X0 Gen11 1U スタンダードヒートシンク DL3X0 Gen11 スタンダードファンキット 16GB 1Rx8 PC5-5600B-R Smart メモリキット DL3XX Gen11 CPU1 to OCP2 x8 イネーブルメントキット MegaRAID MR408i-o コントローラー DL360 Gen11 8SFF OCP ケーブルキット DL360 Gen11 8SFF Tri-Mode U.3 x1 BC ドライブケージキット Smartストレージバッテリー 96W 145mm w/延長ケーブル 工場設定 RAID 5 + スペア (1 RAIDグループ) 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD 300GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD Ethernet 1Gb 4ポート BASE-T I350-T4 OCP3 NIC Smartアレイ E208e-p SR Gen10 コントローラー SN1610E 32Gb 1ポート FC ホストバスアダプター CE Mark Removal FIO Enable Kit 800W FS Platinum LH パワーサプライ 800W FS Platinum LH パワーサプライ DL3XX Gen11 Rail3 Easy Install式ラックレールキット 3年間保証 (3年間パーツ保証、3年間翌営業日オンサイト) HPE Tech Care Basic 4H 故障ドライブ返却不要 5年 ProLiant DL360 Gen11用	1

Back up サーバー 2

メーカー	型番		
日本ヒューレット・パッカード	P653920-ATHJ	DL20 Gen11 4SFF ベースユニット Xeon E-2468 2.6GHz 1P8C CPU 16GB 1Rx8 PC5-4800B-E Standard メモリキット DL320 Gen11 x16 FHHL ライザー MegaRAID MR408i-o コントローラー DL20 Gen11 2LFF/4SFF OCPケーブルキット Smartストレージバッテリー 96W 145mm 工場設定 RAID 5 + スペア (1 RAIDグループ) 2.4TB SAS 12G 10Krpm SFF BC 512e HDD 2.4TB SAS 12G 10Krpm SFF BC 512e HDD 2.4TB SAS 12G 10Krpm SFF BC 512e HDD 2.4TB SAS 12G 10Krpm SFF BC 512e HDD CE Mark Removal FIO Enable Kit 500W FS Platinum LH パワーサプライ 500W FS Platinum LH パワーサプライ DL20 Gen11ラックレールキット 3年間保証 (3年間パーツ保証、3年間翌営業日オンサイト) HPE Tech Care Basic 4H 故障ドライブ返却不要 5年 ProLiant DL20 Gen11用	1

UPS

メーカー	型番	商品名	個数
APC	SMT3000RMJ2UOS5	APC Smart-UPS 3000 RM 2U LCD 100V 10ヶ年保証	3
APC	AP9640J5W	Network Management Card 3 5年保証	3
APC	SSPCNSWL5J	PowerChute Network Shutdown 5 Node Windows & Linux	2
APC	SSPCNSV1J	PowerChute Network Shutdown 1 Node Virtualization	1

スイッチ

メーカー	型番	商品名	個数
ヤマハ	SWX2310P-10G	インテリジェントL2スイッチ SWX2310P-10G	2
(保守メニュー)	YH-SWX2310P10G-24-5Y	SWX2310P-10G 24ヶ年保証(終日)5年	2

ファイアウォール

メーカー	型番	商品名	個数
FORTINET	FG-70G-FC5	FortiGate-70G 単体版5年保証	1
(保守メニュー)	CP-FG70G-MAT24	FG-70G 終日24ヶ時間保証	5

その他

メーカー	型番	商品名	個数
マイクロソフト		Windows Server 2025 - 1 User CAL (CSP)	89
マイクロソフト		Win Server 2025 Standard - 16 Core License Pack (CSP)	6
Arcserve	NAMK0000BXJ	Arcserve Media Kit (UDP/Backup/RHA/CRS)	1
Arcserve	NUPR1000FLJSKFN00C	Arcserve UDP 10.x Premium Edition Socket License Only	6
Arcserve	MUPR0004MAJSKFE60C	Arcserve UDP Premium Edition Socket 5 Years Maintenance [New]	6

(別紙1)

入 札 書

件名：「サーバー機器等一式」

¥

上記のとおり入札します。

令和8年 月 日

住所
社名
代表者名

印

代理人

印

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 御中

(別紙2)

委任状

私は、〔(社名) (役職) (氏名) 〕

を代理人と定め、次の事項に係る入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

[事項] 「サーバー機器等一式」

令和8年 月 日

住所
社名
代表者名

印

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 御中

(様式1)

質問書枚数	枚中 / 枚目
-------	---------

令和 年 月 日

質 問 書

公益財団法人社会福祉振興・試験センター御中
(担当部署：総務部経理課/牧野)

会社名：
担当部署：
担当者名：
電話：
ファックス：
電子メール：

「サーバー機器等一式」(令和8年3月5日付公告)に関する質問書を提出します。

資料名	
ページ	
項目名	
質問内容	

- (1) 質問書(様式)には、試験センターウェブサイトにて公開している入札説明書等の資料名、ページ及び項目名を記載すること。
- (2) 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- (3) 質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、質問書に公表しない旨を記入すること。
- (4) 質問者の企業名等は公表しない。

サンプル

「サーバー機器等一式」に係る請負契約書

公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「甲」という）と●●●●（以下「乙」という）とは、「サーバー機器等一式」（以下「請負業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、別紙の仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく本請負業務の実施につき、乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

（契約の信義・誠実等）

第2条 甲及び乙は、本請負業務の本旨を理解し、信義に従い、誠実に本契約を履行するものとする。

（契約期間）

第3条 履行期限（納入期限）は、仕様書に記載のとおりとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（契約金額）

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、
金●●●●（円（うち消費税及び地方消費税●●●●（円））とする。

（請負業務の内容）

第6条 請負業務の内容は、仕様書の記載のとおりとする。

- 2 乙が、仕様書及び調達一覧によって指示された納品及び作業を完了しない場合、甲は乙に対し遅延により被った損害賠償を請求できるものとする。ただし、天災その他乙の責に帰すことができない事由、又は甲が相当と認めた技術上の事由による場合はこの限りではない。

（仕様書等の指定）

第7条 本契約は、仕様書に従い、履行するものとする。

- 2 前項に規定する仕様書に疑義のあるときは、すべて甲乙協議の上解決するものとする。

(再委託の制限)

第8条 乙は、請負業務を第三者に再委託する場合は、本契約で自己が負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとする。ただし、これにより、乙の甲に対する義務又は責任が軽減又は免除されるものではない。

(責任者の選任)

第9条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者を選任して甲に届け出るものとする。

- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、甲との連絡窓口として、進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的又は必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者を変更する場合は、事前に甲に届け出るものとする。

(進捗状況報告)

第10条 甲は乙に対し、何時でも請負業務の進捗状況について報告を求めることができるものとし、乙は遅滞なくこれに応じるものとする。

(検査)

第11条 甲は、本件納入物について仕様書に基づき直ちに検査を行い、仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。この場合、乙は甲の指示する期間内に納入物件を無償で修正し、甲の再検査を受けなければならない。この場合、再検査に要する一切の費用は乙の負担とする。

- 2 請負業務は、本件納入物が本条による検査に合格した日をもって完了したものとみなす。
- 3 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(危険負担)

第12条 本件納入物について前条に規定する検査に合格するまでに生じた損害で、甲乙双方の責めに帰することができないものは、すべて乙の負担とする。

(契約不適合)

第13条 乙は、本件納入物が仕様書に定める基準を満たすものであることを甲に対して保証する。

- 2 甲は、納入現品について、納入後1年以内に納入現品の成果や種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない事実（以下「契約不適合」）を発見したときは、直ちに乙へ通知して、期限を指定して他の良品と引換えさせ、或は修理させることができる。また、他の良品との引換え、或は修理において乙は甲が指定する方法以外を希望する場合、甲の事前の同意を得なければならず、甲は同意する義務を負うものではないこととする。
- 3 乙は、契約不適合によって生じた損害賠償の請求及び契約解除の請求、代金の減額請求に関する甲の権利を妨げない。

（契約の変更）

第14条 甲又は乙は、請負業務の実施に伴い状況が変化したり、技術上の支障が生じるなどにより、請負業務を変更する必要があると認めた場合、本契約の変更の協議を契約の相手方に申し出ることができる。この場合、契約の相手方は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

（対価の支払の時期）

第15条 甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに代金を支払う。

（契約解除）

- 第16条 甲又は乙は、それぞれ相手方が本契約に違反した場合、相当の期間を定めて相手方に催告し、相手方がその期間内にこれを是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、それぞれ相手方が次の各号の一に該当するときは、何らかの事前の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 手形、小切手の不渡りを出し又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、担保権の実行としての競売の申立て、強制執行、滞納処分があったとき。
 - (3) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (4) 行政庁より営業停止又は営業免許、若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。
 - (5) 解散又は住所が不明となったとき。
 - (6) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (7) 本契約の履行に関して、従業員若しくは代理人等に不正な行為があったとき。
 - (8) 本契約の履行に関して、明らかに事業が実施できないと甲が判断したとき。
 - (9) その他財産状態が悪化したと認められる客観的な事情が発生したとき。

- 3 前項の解除は、甲又は乙の相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 4 本条の定めに基づいて本契約が解除された場合には、責ある当事者は、当然に期限の利益を喪失し、相手方に負う金銭債務の全てを直ちに一括して支払うものとする。

(損害賠償)

- 第17条 甲又は乙が、本契約の履行に際し、又は本契約の不履行により相手方に損害を与えた場合、相手方に対し賠償の責を負うものとする。ただし、自己の責に帰することができない事由による場合は、この限りではない。
- 2 甲又は乙が相手方に損害を与えた場合の損害賠償金額については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(秘密の保持)

- 第18条 乙は、本業務に係って甲から開示され又は知り得た甲の業務上、技術上及びその他の全ての秘密（以下「秘密情報」という）の秘密を保持し、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに秘密情報を第三者に開示漏洩せず、また本契約履行以外の目的に使用しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、本業務遂行のために必要最小限度の範囲内で、自社及び委託先（第8条の「再委託先」をいう。以下同じ）の本業務担当者に対して秘密情報を開示できるものとする。この場合、乙はこれらの者に対して、乙が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、その在職中・退職後を問わず、秘密情報を保持させるものとする。
 - 3 第1項の秘密情報には、次の各号の一に該当するものは含まないものとする。
 - (1) 開示を受け又は知得した際に、既に自己が保有していたもの。
 - (2) 開示を受け又は知得した際に、既に公知となっていたもの。
 - (3) 開示を受け又は知得した後に、自己の責によらずに公知となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、自己が秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
 - (5) 相手方の情報によらずに、自己が独自に取得又は開発した情報。
 - 4 第1項の定めにかかわらず、公的機関から法令等に基づき秘密情報の開示を求められた場合、当該開示請求を受けた乙は必要な範囲で秘密情報を開示できるものとする。ただし、当該開示を行うにあたっては、当該開示請求を受けた乙は甲に対し、合理的に可能な範囲内で、事前（事前が不可能な場合は事後）に当該開示を行う旨及び開示の内容につき通知するものとする。
 - 5 乙は、本業務を行うために必要且つ最小限の範囲を超えて、秘密情報を複写・複製しないものとする。複写複製されたものは、これを秘密情報とする。

- 6 本条の定めにかかわらず、乙は、秘密情報の第三者への漏洩を知った場合又はその恐れを生じた場合には、直ちにその拡大を防止するために適切な措置をとるとともに、甲にその旨通知するものとする。そのとき、甲の指示がある場合には、これに従うものとする。
- 7 乙は、本契約が終了となった場合又は甲の要求のある場合には、秘密情報を甲に速やかに返却するものとし、甲の承諾がある場合には、乙の責において第三者に漏洩しないための措置をとって破棄するものとする。

(個人情報取扱い)

- 第19条 乙は、本件業務遂行のため甲より開示又は提供された個人情報、顧客情報に関する情報（以下「個人情報等」という。）を善良なる管理者の注意をもって、また法令等に従って適正な取扱いと厳正な安全管理を行うものとする。
- 2 個人情報等の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律第23条の安全管理措置及び第24条の従業員の監督を行うものとし、甲の事前の承諾を得ずに個人情報等の複写、複製及び改変してはならない。
 - 3 乙は、個人情報等の外部記憶媒体の盗難、紛失、破壊、改ざん、漏えい又はシステムへの不正アクセスを防止するための十分な安全対策を講ずるとともに、適正な取扱い及び厳正な安全管理義務を負うものとする。
 - 4 乙は、個人情報等を本件業務の目的以外に使用してはならない。
 - 5 乙は、本件業務に関し甲から委託を受けた個人情報等が業務終了時において、乙に存在する場合は、速やかに甲の指示に従い返還するものとする。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、乙は個人情報等を読み取り不可能な状態にして破棄又は記録を消去することができる。
 - 6 甲は、乙における安全管理の実施状況について確認するために必要な限度において、書面による事前の通知により、報告書の提出又は監査の受け入れを求めることができるものとする。
 - 7 甲は、前項による報告、監査の結果、安全管理が十分講じられていないと認められたときは、乙に対してその理由を書面により説明したうえで、改善を要請することができるものとする。
 - 8 乙は、個人情報等の事故又はそのおそれが発生した場合は、直ちに甲に通知するとともに、個人情報等の回収及び被害拡大の予防に関し適切な措置をとる。
また、事故の内容、発生原因を調査し甲に報告し、甲の指示に従って必要な対応を行うものとする。

(談合等の不正行為による契約の解除)

- 第20条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員、又はその使用人が当該控訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）のほか、契約金額の100分の5に相当

する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙が、第1項及び第2項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第22条 甲は、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。

2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は責任者であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び責任者であった者は、連帯して支払わなければならない。

5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

